

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	桑折町健康増進事業関連事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は、健康増進事業関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業関連事務では、事務の一部を外部先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

福島県桑折町長

公表日

平成28年10月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業関連事務
②事務の概要	本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、町民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは事業の種類によって若干異なるが、事業対象であることの確認、利用申し込みの受理、受診緑の発行、事後指導・結番号法においては、別表第一項番76に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることになる。
③システムの名称	健康管理システム、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
対象者ファイル、結果ファイル、住民情報ファイル、団体内統合宛名番号ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一項76
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 鈴木 頼子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桑折町(総務課) 桑折町字東大隅18 TEL024-582-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桑折町(保健福祉課) 桑折町大字谷地字道下22 TEL024-582-1133

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

